

高知県暴走族等の根絶に関する条例をここに公布する。

## ○高知県暴走族等の根絶に関する条例

(平成 14 年 3 月 29 日条例第 5 号)

### 高知県暴走族等の根絶に関する条例

私たち高知県民は、暴走族等による暴走行為により平穏な日常生活を脅かされている。私たちは、このような暴走族等の横暴を許さない、暴走族等を根絶するということを決意して、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、暴走族等の根絶に関し、県及び県民、保護者等（以下「県民等」という。）の責務を明らかにするとともに、暴走行為をあおる行為を禁止することにより、県民生活の安全及び平穏を確保することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 少年 20 歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 2 条第 2 項に規定する保護者をいう。
- (4) 道路 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。
- (5) 暴走行為 次に掲げる行為をいう。
  - ア 法第 68 条の規定に違反する行為
  - イ 次に掲げる行為であつて、かつ、著しく交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為
    - (ア) 道路において 2 台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、法第 7 条、第 17 条第 1 項若しくは第 4 項、第 22 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項、第 26 条の 2 又は第 30 条の規定に連続して、又は繰り返して違反する行為
    - (イ) 道路において、正当な理由なく、自動車等を滑走させ、又は著しく傾斜させて走行する行為
  - ウ 法第 71 条第 5 号の 3 の規定に違反し、かつ、法第 71 条の 2 の規定に違反する行為
  - エ 高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）第 11 条第 10 号又は第 11 号の規定に違反する行為
- (6) 暴走族 暴走行為をすることを目的として結成された集団をいう。
- (7) 暴走行為者 暴走行為をする者をいう。
- (8) 暴走族等 暴走族、暴走行為者及び暴走行為に係る自動車等に同乗している者を

いう。

(9) 暴走族等の根絶 暴走族等による暴走行為の防止、暴走族への加入（新たな結成を含む。以下同じ。）の防止及び暴走族からの離脱の促進を図ることにより、暴走族等のない社会を築くことをいう。

(県の責務)

**第3条** 県は、第10条の規定による基本方針に基づき、暴走族等の根絶に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村、学校、少年の育成に携わる団体その他の関係機関及び関係者と相互に連携し、協力するものとする。

3 県は、暴走族等の根絶のため、県民等に対し、必要とされる情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

**第4条** 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、暴走族等が暴走行為をするために集合していること、暴走行為が行われていること又は暴走行為に使用されるおそれのある自動車等が隠匿されていることを知ったときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

**第5条** 保護者は、その監護に係る少年に対し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 暴走行為を行わせないこと。

(2) 暴走行為に係る自動車等に同乗させないこと。

(3) 暴走行為の見物に行かせないこと。

(4) 暴走族に加入させないこと及び暴走族に加入していることを知ったときは、暴走族から離脱させること。

(学校、職場等の関係者の責務)

**第6条** 学校、職場、少年の育成に携わる団体その他の関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、暴走族等の根絶に努めるものとする。

(事業者の責務)

**第7条** 自動車等若しくは自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、自動車等の部品であって暴走行為を助長するおそれのあるものの販売若しくは取付け又は自動車等に暴走行為を助長するおそれのあるような改造をしないよう努めるものとする。

2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、法第62条又は第71条の2の規

定に違反することが外見上明らかであり、かつ、暴走行為に使用されるおそれのある自動車等の運転者に対し、燃料を販売しないよう努めるものとする。

- 3 衣服、はちまき、旗等（以下この項において「衣服等」という。）に刺しゅう又は印刷（以下この項において「刺しゅう等」という。）をすることを業とする者は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、衣服等に暴走族等であることを誇示する表示の刺しゅう等をしないよう努めるものとする。

（公園等の管理者の責務）

**第8条** 公園、駐車場、空き地その他の暴走族等が暴走行為をするために集合するおそれのある場所又は暴走族等若しくは暴走行為若しくは暴走行為に対する警察の取締りを見物する目的で多数人が集合するおそれのある場所の管理者は、これらの者の集合を禁ずる旨の掲示をする等、これらの者を集合させないための措置を講ずるよう努めるものとする。

（道路管理者等の責務）

**第9条** 道路を設置し、又は管理する者は、常習的に暴走行為が行われ、又は行われるおそれのある道路について、暴走行為を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（基本方針の策定）

**第10条** 知事は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策を計画的に推進するため、次に掲げる事項を内容とする基本方針を策定するものとする。

- （1） 暴走族等の根絶に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項
- （2） 暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進に関する事項
- （3） 県民等からの暴走族等に関する相談に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、暴走族等の根絶に関する重要な事項

- 2 知事は、前項に規定する基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（暴走行為のあおりの禁止）

**第11条** 不特定多数の者が、暴走族等又は暴走行為に対する警察の取締りを見物する目的で、道路、公園その他公衆が出入りすることができる場所に集合した場合において、当該目的でその場所に集合した者は、現に第2条第5号ア、ウ又はエに規定する暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り、身振り若しくは旗、のぼり、鉄パイプその他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより当該暴走行為をあおってはならない。

（重点区域の指定）

**第12条** 公安委員会は、県民生活の平穏を確保するため特に必要があると認める区域を暴走行為助長禁止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により重点区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 前項の規定は、重点区域の変更及び指定の解除について準用する。

(罰則)

**第 13 条** 重点区域において、第 11 条の規定に違反して第 2 条第 5 号アに規定する暴走行為をおった者は、10 万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条及び第 13 条の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。